

広島県告示第二百四十五号

平成十四年広島県告示第千九十九号（悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年三月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

第二の一の表中

安芸高田市	向原町の地域
山県郡北広島町	東八幡原、西八幡原、移原、米沢、高野、大暮、小原、溝口、雲耕、宮地、政所、中祖、大元、荒神原、橋山、奥中原、川小田、細見、才乙、大利原、南門原、苜屋形、草安、奥原、土橋、宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津及び大塚の地域

を

廿日市市	すべての地域
安芸高田市	向原町の地域
山県郡北広島町	すべての地域

に改める。

第二の二の1中「市町」を「市町と同表の中欄に掲げる地域」に改め、第二の二の1の表を次のように改める。

市町名	地域の区分	臭気指数
廿日市市	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	一一
安芸高田市（向原町の地域に限る。）	都市計画法第八條第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	一五
山県郡北広島町	すべての地域	一五
世羅郡世羅町	すべての地域	一五